

令和7年度 越境 EC 出品支援事業 募集要項

お申込みの方法

① 出品申込書の提出

以下のホームページからダウンロードした出品申込書に必要事項を記入し、ExcelデータのままE-mailに添付しご提出ください。

◆ 募集要項・出品申込書

公社 越境EC出品支援事業 ホームページ

https://www.tokyo-kosha.or.jp/TTC/matching/promotion_support/index.html

◆ 出品申込書送付先（メール）

東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課 越境EC出品支援事業担当

E-mail：ttc-ec@tokyo-kosha.or.jp

② 募集期間

2025年4月1日（火）～2025年4月30日（水）17：00まで

③ お問い合わせ

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

事業戦略部 販路・海外展開支援課 越境 EC 出品支援担当

E-mail：ttc-ec@tokyo-kosha.or.jp

T E L：03-5822-7241

〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町1-1-3 住友商事神田和泉町ビル9F

【目 次】

1 事業案内.....	2
2 本事業の概要.....	2
3 応募要件	5
4 応募方法	6
5 出品商品の選考.....	8
6 商品採択後の事業の流れ	9
7 費用負担	10
8 その他	10
よくある質問.....	11
越境 EC 出品事業 越境 EC 特設サイト出品等に関する規約 ...	14

1 事業案内

海外で自社製品が売れるか試してみたい、越境 EC ビジネスに興味がある、そのような意欲のある都内中小企業に向け、東京都中小企業振興公社（以下 公社）は、海外の EC モールに特設サイトを開設し、出品を支援いたします。特設サイトへの出品を通し、海外販路開拓やそのビジネスモデル構築への助言・アドバイス・フォローアップ等を行います。

本事業は、TokyoMall 事務局（以下 事務局）が運営する特設サイト内に商品を出品し販売します。なお、事務局の運営は、公社の委託先である株式会社ノムラメディアス[※]が執り行います。

越境 EC モールを活用した販路拡大に関心のある都内中小企業の皆様のお申し込みをお待ちしています。

※ノムラメディアス <https://www.nomura-medias.co.jp/>

2 本事業の概要

(1) 出品する越境 EC モール

以下 4 つの越境 EC モールに出品します。グローバル（1 モール）・中国（2 モール）・台湾（1 モール）のうち、全てまたは一部にお申込みいただけます。

① グローバル市場：eBay

- ・特徴： 取引総額約 10 兆円、全世界での利用者数 1.4 億人、世界 190 ヶ国を対象としたグローバル市場型 EC モールで、国際取引率は約 60%と高く、越境 EC での利用が多い。eBay USA (ebay.com) での出品となります。
- ・販売対象国：世界 190 ヶ国。主な販売国は米国、次に EU 圏とオーストラリア
- ・売れている日本商品カテゴリー：アパレル、玩具、ゲーム、時計、化粧品・美容系、アニメ & キャラグッズ等

② 中国市場 1：天猫国際 (Tmall Global)

- ・特徴： 世界最大の EC 企業アリババグループが運営する越境 EC 専用サイトで、中国での越境 EC 市場シェアは最大の約 40%。中国人消費者からは外国製品購入の際の信頼できる EC モールと位置づけられており、偽物商品排除のために「日本の商標登録証」の提出が出品の条件となっています。詳細は 6 ページの応募要件(4)を参照ください。
- ・主要顧客層：20~40 代がメインで、30 代が半数を占める。女性顧客が多い。
- ・売れている日本商品カテゴリー：化粧品・美容関連商品、日本の工芸品等

③ 中国市場 2：WeChat ミニプログラム

- ・特徴：中国最大のメッセンジャー系 SNS（日本の Line に相当）。中国名「微信」。利用者 10 億人。ミニプログラムとは、WeChat 内で各アプリを個別にダウンロードせず、ゲーム、オンラインショッピング、配車や宅配などが利用できるサービス。WeChat ミニプログラムには多くの EC サイトが出店されており、WeChat の利用者の他、訪日中国人観光客もよく利用しています。WeChat ミニプログラム内に特設サイトを開設し出品します。
- ・売れている日本商品カテゴリー：化粧品、美容機器、ペット用品、日本特産品等

④ 台湾市場（Shopee）

- ・特徴：シンガポールで設立され 9 ヶ国に展開している東南アジア最大の EC サイト。台湾では 2015 年に CtoC 事業で参入し、その後 BtoC に拡張。現在はアクセス数・流通額ともに台湾 No.1 の EC モールに急成長している。
- ・主要顧客層：若年層から強い支持
- ・売れている日本商品カテゴリー：美容関連、化粧品、アニメ & キャラクターグッズ、文具等

（2）支援内容

出品企業に対し、以下の支援を行います。

- ① 上記 4 つの EC モール出品に係わる商品ページの翻訳・作成・掲載
- ② 日本国内指定倉庫での商品入庫・在庫管理・梱包・海外配送
- ③ SNS やインフルエンサー等を活用した販売促進プロモーション
- ④ EC モールに掲載した商品ページ（商品説明や画像）に対するアドバイス

（3）募集商品数

4 EC モール、延べ 300 商品程度

（4）取扱商品

都内中小企業者が製造販売する消費者向けの商品（製造のみ外部委託も可）

例：雑貨、玩具、文具、食器、服飾品、伝統工芸品、化粧品、パーソナルケア商品、日用品、サプリメント等

本事業で取り扱いができない商品

- ・食品（生鮮食品・加工食品・健康食品含む）
- ・医薬品、医療機器
- ・動植物、土壌
- ・たばこ関連
- ・中古品
- ・航空危険物に該当する商品（スプレー、アルコール濃度 24%以上の香水やマニキュア等）
- ・効果等に具体的な根拠のない商品

- ・ 公序良俗に反する商品
- ・ 不正な手段で取得した商品
- ・ 著作権や商標権など他人の権利を侵害する商品
- ・ 日本含め各国の法令に違反しているか、その可能性がある商品
- ・ 国際条約や協定で輸出入が禁止されている商品
- ・ その他、公社または EC モールが不適切と判断した商品

なお、化粧品などの場合、本事業で国内指定倉庫に搬入時、当該商品の使用期間が残り 2/3 以上あることが望ましい（天猫国際に出品の場合は必須条件となります。詳細は 6 ページ応募要件(4)を参照）。

（5）商品掲載期間

2026 年 3 月 31 日（火）まで

掲載開始は、出品準備（EC モールの商品ページ作成と商品の日本国内指定倉庫への納入）が整い、EC サイト側からの掲載許可が出た商品より順次行います。

（6）販売形式・掲載価格

委託販売です。

出品企業が定めた仕切値に、事務局で海外の購入者への配送料、EC モール手数料、輸入税、為替手数料等の販売コストを加えた価格が EC モールでの掲載価格となります。掲載商品が売れた場合、事務局は出品企業へ売れた商品の仕切値を支払います。販売条件等委託内容については、別途事務局であるノムラメディアスとの間で業務委託基本契約書を取り交わしていただきます。

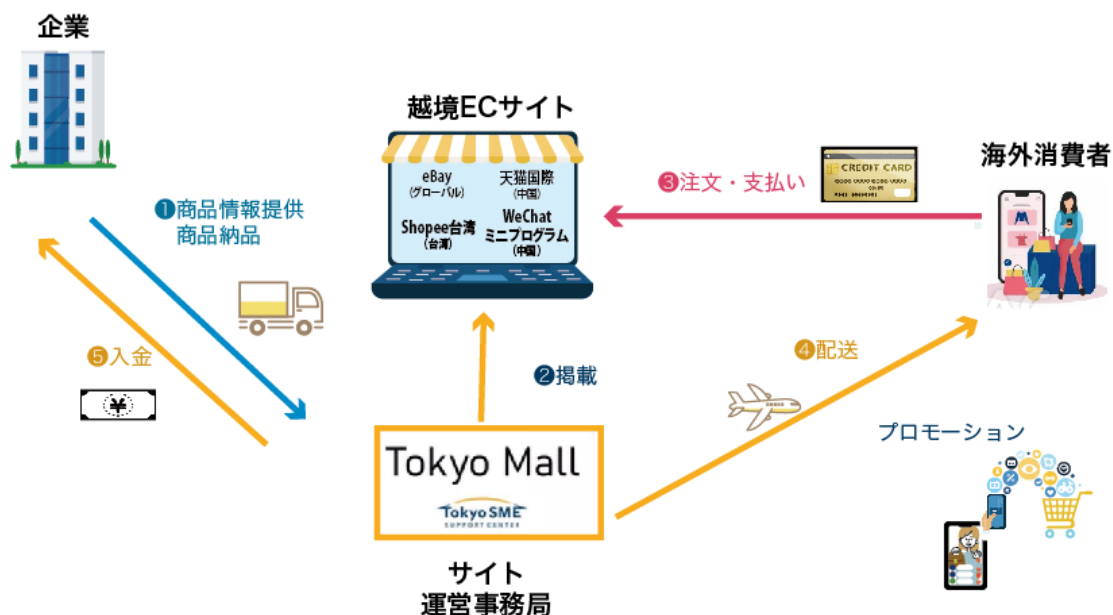
（7）商品の物流について

出品企業は、事務局が委託する物流業者の国内倉庫に、最低在庫数の商品を納品します。物流業者は注文があった商品を梱包し、海外に配送します。EC モール掲載終了時、倉庫に在庫されている商品は、出品企業へ返却します。

（8）問い合わせ対応

海外ユーザーからの問い合わせに対しては、事務局にて対応します。ただし、商品に関する内容や使用方法等、出品企業でなければ回答ができない（対応ができない）事項については、出品企業に確認した上で対応します。

事業概要



3 応募要件

応募にあたっては、下記（１）～（１０）の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する中小企業（以下の表に該当する者）であり、大企業が実質的に経営に参画[※]していないこと。

業種	資本金および常時使用する従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※中小企業の定義 <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

- (2) 応募する商品を自ら企画・製造（製造のみ外部委託も可）し、自社商品として販売していること（商品、パッケージ、マニュアル等に販売元として、自社名が表示されていること）。
- (3) 越境 EC に適した消費者向けの商品を有していること。

(4) 中国市場の天猫国際へ応募する場合は、日本国内で商品（又は商品シリーズ、又は会社名）が商標登録されていることが条件となります。出品の際に商標登録証のコピーを提出し、商標登録証は以下の4つの条件を全て満たしている必要があります。

- ① 商標登録証の商標（商品又は商品シリーズ又は会社名）と商品またはパッケージ上の商標が同じであること
- ② 登録されている商標の区分と掲載する商品のカテゴリが一致していること
- ③ 応募企業名と商標権者が同じであること
- ④ 商標登録は期限内であること（通常登録日から10年間）

また、化粧品などの場合は、本事業で国内指定倉庫に搬入した時に、当該商品の使用期間が残り2/3以上あることも条件となります。

(5) 応募する商品について、他社の権利を侵害するものではないこと。

(6) 特設サイトにおける掲載内容に関して、公社は責任を負わず、必ず事務局との間で協議のうえ各社出品ページの公開・改修等を行うことを了承すること。

(7) 特設サイトへの出品決定後に実施を予定する以下事項について対応が可能なこと。

- ① 公社が出品企業向けに実施するセミナーへ出席すること。
- ② 特設サイトにて実施する販売促進に向けたプロモーション（サンプル提供やキャンペーン対応等）に、積極的に参加をすること。
- ③ JANコードを取得していること。未取得の場合は出品前の取得が必要です。
- ④ 特設サイト販売対象国における現地ニーズに対応する観点より、申込時の応募商品からサイズやカラー等の変更を公社や事務局と協議すること。

(8) 「越境 EC 出品事業 越境 EC 特設サイト出品等に関する規約*」に同意いただけること。

(*14 ページ以降を参照下さい)

(9) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。

(10) 東京都に対する事業税・賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

なお、本事業にて支援を受けられるのは 1商品あたり3回までとなります。

過去の3回以上支援を受けたことがある商品は受付できかねますので、ご注意ください。

4 応募方法

- (1) 公社ホームページから申込書類をダウンロードし、必要事項を入力して、E-mail でご応募ください。

https://www.tokyo-kosha.or.jp/TTC/matching/promotion_support/index.html












- (2) 1企業あたりの応募商品は、2商品以内（セット商品は1商品とみなす）です。

1商品につき、色・柄・サイズ等のバリエーションは3パターンまでとします。

(1商品あたり3SKU*が上限) ※SKU=Stock Keeping Unit

例：色が白/黒/グレー、サイズがS/M/Lの商品の場合、全て申し込むと合計で9SKUとなってしまいます。3SKUにするには、1色で3サイズ展開にするか、3色を1サイズのみを展開にしてのご応募となります。ただし、1商品のみ応募の場合は6SKUまで応募可能です。

応募が2商品の場合、1商品につき3SKUまで応募可能			
色違い			
柄違い			
サイズ違い			

応募が1商品の場合、1商品につき6SKUまで応募可能			
3色2サイズ = 6SKU → OK			
2色3サイズ = 6SKU → OK			
6色1サイズ = 6SKU → OK			
3色3サイズ = 9SKU → NG			

(3) 出品を希望する EC モール、eBay・天猫国際・WeChat・Shopee 台湾について、申込書の「商品エントリーシート」にある「出品希望 EC モール」の回答欄にチェックを入れてください。4つ全て、または一部の EC モールに申し込みができます。

(4) 提出書類

① 事前確認書

② 出品申込書

③ 商品エントリーシート

1 商品のみ応募の場合は「商品エントリーシート 1」、2 商品を応募の場合は「商品エントリーシート 1」と「商品エントリーシート 2」にご記入下さい。

④ 履歴事項全部証明書コピー（最新情報が記載された登記簿謄本）

申込み企業が東京都内に登記簿上の本店又は支店を有しているか確認します。履歴事項全部証明書の記載事項にその後変更がなければ、発行日に指定はありません。

上記①②③のエクセルファイルのままのデータと④の PDF データを添付し、(6)の提出先宛に E-mail でお送りください。なお、添付書類のデータサイズが大きく E-mail で送信できない場合は、公社担当者へメールか電話でお問い合わせ下さい。

(5) 募集期間 2025 年 4 月 1 日（水）～2025 年 4 月 30 日（木） 17：00 必着

(6) 提出・お問い合わせ先

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 事業戦略部 販路・海外展開支援課
越境 EC 出品支援担当

E-mail：ttc-ec@tokyo-kosha.or.jp

TEL：03-5822-7241

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9 階

5 出品商品の選考

(1) 出品商品審査会

- ・ 応募いただいた「出品申込書」、「商品エントリーシート」をもとに出品商品審査会を行い、出品商品の採択・不採択、及び、採択商品の掲載 EC モールを決定します。選考結果は5月中旬に公社からメールで通知します。
- ・ 選考結果に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、ご了承下さい。
- ・ 本事業における採択後、モール側の判断により出品ができなくなる場合がございます。あらかじめご了承下さい。

(2) 審査の視点

- ① 独創的で個性的な商品であるか
- ② 越境 EC を利用する消費者に対し興味を引く商品であるか
- ③ 越境 EC モールに適した商品であるか
- ④ 東京ブランド、日本文化、クールジャパン等への訴求性があるか
- ⑤ 越境 EC を活用した商品販売に関する社内体制（ホームページの整備、担当者の配置等）が整っているか
- ⑥ 安全に使用できる商品であるか

6 商品採択後の事業の流れ

(1) 出品説明会への参加

5月22日（木）に、オンラインで出品説明会を行います。契約や商品情報登録などについての説明会のため、採択された企業は原則参加をお願いします。

(2) ノムラメディアスとの出品契約締結

出品企業として選定された企業は、TokyoMall 事務局であるノムラメディアスと販売委託基本契約を締結します。

(3) 商品情報の登録

- ・事務局から提示された所定の様式を基に、商品情報（日本語）と画像データを指定日までに提出いただきます。商品により、更に詳細な商品情報をお願いする場合がございます。
※指定日までに提出いただけない場合、プロモーションに参加できない可能性があります。
- ・商品情報の翻訳と商品ページ作成は事務局が行います。
※翻訳文を既に用意されている場合は、自社の英語・中国語訳を提出していただいても構いません。

(4) EC モール特設サイトへの掲載

提供いただいた情報を基に商品ページを作成します。各出品企業への商品ページの内容確認、商品の国内指定倉庫納入、EC サイト側よりの掲載許可後に、特設サイトへ掲載、商品の販売を開始します。

(5) 商品の発送

初めに最小梱包単位の商品（1モールにつき数個程度）を、事前に指定の国内倉庫に納品します。EC モールで注文が入ると、事務局が委託する物流業者が、商品を倉庫から海外の購入者へ発送します。指定倉庫にある在庫が少なくなった場合、事務局より出品企業へ追加の商品発送を依頼します。また、物流会社より、発送に条件や追加情報の提出が求められる場合があります。

(6) プロモーション活動

出品された商品は、適宜プロモーション等の販促活動を実施します。プロモーション内容は掲載する EC モールにより異なります。参加については、出品商品のサンプル等を無償で提供頂くことが条件になります。

(7) 在庫商品の返送

EC モールでの商品掲載期限は 2026 年 3 月 31 日までで、掲載終了後、国内指定倉庫にある在庫商品は出品企業へ着払いで返送します。

7 費用負担

(1) 出品企業の費用負担

- ① 国内指定倉庫までの配送料
- ② EC モール掲載終了後、国内指定倉庫からの商品返送料（着払い）
- ③ 説明会、セミナー、プロモーション等への参加時の交通費、サンプル提供等の経費
- ④ 国内倉庫へ納品した時点で欠損などがあった場合の交換費用等、委託業者との業務委託基本契約書において合意されたもの

(2) 本事業（越境 EC 出品支援事業）が費用負担するもの

- ① 商品ページ作成費用（翻訳含む）
- ② EC モール掲載・運営費
- ③ 国内指定倉庫での受発注・梱包・発送業務費用
- ④ 各種プロモーション費用

8 その他

(1) 提出書類の不備の取り扱い

提出書類に不備がある場合、疑義があるなどの場合、再提出・追加提出を求めることがあります。

(2) 申込者情報のお取り扱いについて

円滑な事業運営のため、出品申込書に記入いただいた情報や、必要に応じて提供いただく情報を、事務局や本事業における提携企業に提供します。また、公社の施策およびこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

よくある質問

1. 応募について

Q 本社は東京以外ですが応募できますか。

A 東京都内の支店が登記簿に記載されていれば応募可能です。

Q 個人事業主は応募できますか。

A 都内に開業届を出していれば応募できます。その際は、開業届（コピーも可）をご送付ください。一般社団法人、特定非営利活動法人などは支援対象外です。

Q 提出する履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の発行日に指定はありますか。

A 履歴事項全部証明書記載事項にその後変更がなければ、発行日に指定はありません。履歴事項全部証明書を PDF にし、E-mail に添付し送付ください。

Q JAN コードがないのですが、応募できますか。

A 申し込み時点で JAN コードがなくても応募可能ですが、在庫管理と EC モール掲載上、出品には JAN コードは必須となっています。採択された場合、必ず自社でご準備ください。

Q 受注生産の商品でも応募できますか。

A 各モールでは、受注から発送日までの期限が決められています。あらかじめ倉庫に納品できないものは出品できかねます。

Q 化粧品の場合、相手国の輸入許可は必要ですか。

A 越境 EC 扱いとなるため原則輸入許可等は必須ではありません。

Q 別商品をセットしたものは出品できますか。

A セットした状態での価格設定・JAN コードがあれば 1 商品として出品できます。

Q 令和5年度や令和6年度に採択された企業ですが、応募はできますか。

A 令和5年度に採択された商品は再応募可能です。

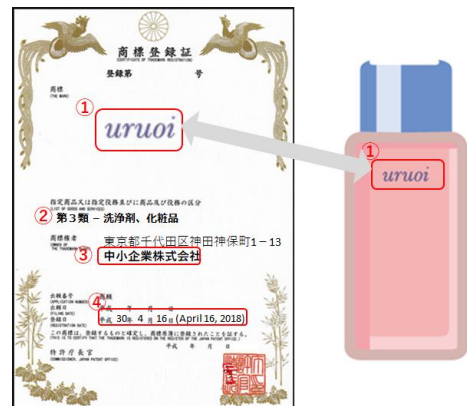
令和6年度に採択された商品は、掲載期間が重複してしまうため、応募は受付できかねますが、別商品での応募は可能です。

ただし、同一商品で支援させていただけるのは最大3回までとなります。

Q 天猫国際応募に必要な日本国内の商標登録証とはどんなものですか？

A 応募商品（又は商品シリーズ又は会社名）が、既に日本国内で商標登録されていることが必要です。また、商標登録証は以下の4つの条件を全て満たしている必要があります。

- ① 商標登録証の商標（商品又は商品シリーズ又は会社名）と商品またはパッケージ上の商標が同じであること
- ② 登録されている商標の区分と掲載する商品のカテゴリーが一致していること
- ③ 応募企業名と商標権者が同じであること
※親会社・子会社の場合にご相談ください。
- ④ 商標登録は期限内であること
(通常登録日から10年間)



2. 事業概要について

Q グローバル市場のモール内で、特定の国を販売外にできますか。

A eBay はアメリカ以外なら可能です。採択後ご相談ください。

Q プロモーションはどのようなことを行うのですか。

A これまでの事業では、各 EC モールでモール内広告とインフルエンサーによる SNS 投稿などを行いました。また、天猫国際向けにはライブ販売も実施しました。同様のプロモーションを行う予定です。

Q 掲載期間はいつまでですか。

A 掲載開始時期に関わらず、2026年3月31日までとなります。商品情報などの提出が遅くなると掲載期間が短くなりますので、ご注意ください。

Q プロモーション等に使用するサンプルはいくつ必要ですか。

A 最低1つで結構です。基本サンプルは返却いたしません、高額な商品などは別途相談いたします。

3. 委託業者との販売委託契約について

Q 委託業者との販売委託基本契約はどのような内容ですか。

A 出品に関して委託する各種実務、及び、在庫や売上金の送金等です。

Q ECモールでの販売価格はどのように決めればよいですか。

A 採択後、委託業者と出品企業で取り決める仕切値に、海外配送料やECモール手数料等の諸経費を加えた価格がECモールでの掲載価格となります。現地代理店との関係等で、販売最低価格がある場合はご連絡ください。

Q 出品企業に支払われるのは国内小売価格ですか。

A 委託業者と取り決めた仕切値になります。

Q 倉庫への納品数はどの位ですか。

A 初めの納品数は1モールにつき数個程度となります。商品や売れ行きによって異なりますが、その後は出品商品の入り数（箱入りの数量）、または発送に便利な数量がスタンダードです。

越境 EC 出品支援事業 越境 EC 特設サイト 出品等に関する規約

基本条件

- 1 お申込みの時点で「越境 EC 出品支援事業 募集要項」および「越境 EC 出品支援事業 越境 EC 特設サイト 出品等に関する規約」の内容について遵守することを同意したものとします。
- 2 出品企業は、「出品申込書」「商品エントリーシート」記載内容のうち、商品の特徴や企業 PR に関する内容について、公社および事務局がホームページ、パンフレット等に記載することに同意したものとします。

申込要件

以下をご了承の上、ご応募ください。

- ・事務局が指定する商流に了承できること
- ・事務局が指定する形態での納品が可能であること
- ・商品に貼付する JAN コードを準備できること
- ・輸入通関等に必要な情報・書類を提出できること
- ・プロモーションに積極的に参加し、必要な情報等を提供すること
- ・公社および事務局が成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力できること
- ・企業名が特定できない形式での本事業結果概要の公表に同意できること

出品商品の選考

公社は「出品申込書」「商品エントリーシート」の記載内容に基づき、選考を行います。選考後、申込者に送付する「出品企業内定通知」をもって出品の承認とします。

出品承認後の支援取り消し

出品承認後、申込内容に偽りや瑕疵等、出品にあたって当該事業に悪影響を及ぼすと公社が判断した場合、一切の支援を取り消す場合があります。
なお、取り消しにかかる一切の損害について公社は責任を負いません。

費用負担

以下の費用は出品企業の負担となります

- ・国内倉庫への送料、掲載期間終了後の返送の送料
- ・国内倉庫へ発送した時点で欠損などがあった場合の交換費用、その他委託業者との出品条件契約書において合意されたもの
- ・個別面談やプロモーション等にかかる経費（交通費・サンプルの提供等）
- ・その他、委託業者との出品条件契約書において合意されたもの

出品に関して

- ・「商品エントリーシート」に記入いただいた内容は、審査会をはじめサイト作成における基礎データや販促活動に使用しますので、間違いのないようご記入ください。内容の変更は、公社が認めた場合を除き原則できかねます。ご注意ください。
- ・出品および商品販売等に関する契約、義務の履行等は、出品企業および委託業者の間で締結された契約に係る責任と負担において行うものとします。
- ・出品方法は、公社および委託業者の指示に従うこととします。
- ・中国・台湾市場の場合、各サイトにおける成分等の規制により、掲載不可になる可能性があります。予めご了承ください。

諸条件の調整

- ・発注数等、掲載や販売にあたっての諸条件は委託業者と出品企業間で調整いただきます。
- ・プロモーションを行うにあたり、試供用等に商品サンプルの無償提供・無償貸与をお願いすることがあります。
- ・特設サイトやプロモーションでの出品商品の紹介順番は、公社および業者が決定します。
- ・各企業に割り当てられた掲載枠及びプロモーションの権利について、全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

著作権

特設サイトに係る著作権は公社に帰属します。

免責事項

- ・本事業は、委託業者が指定する商流にて一定期間販売する事業です。なお、全体事業スキームは変更になる場合がございます。
- ・委託業者との販売契約は各出品企業が行いますが、指定の期日までに契約締結ができない場合は、事業の全部又は一部に参加できない場合がございます。
- ・本事業において商品に起因、又はその他これに関連して生じた、若しくは生じたものと主張された傷害、死亡及び物的損害によるあらゆる損失、損害について公社は責任を負いません。
- ・本事業にて、出品企業や購入者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、公社はその責任を負いません。
- ・商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を販売できなくなった場合、公社はその責任を負いません。
- ・天災、現地の政情その他公社の責任に帰することのできない事由により、本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、公社は出品申込受領後であっても、本事業の一部または全部を変更、または中止することがあります。その際出品企業にお支払いいただいた輸送費などのキャンセル料、商品の返品、その他経費・損害を公社が補償することはありません。
- ・国・東京都及び公的機関等での助成金や補助金等の需給における不正行為が確認された場合、支援期間の途中でであっても支援を終了します。

個人情報の取り扱いについて

当会社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。

詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>